



資料提供年月日	令和 4年 6月 14日	
問い合わせ先	課 名	東区役所市民保険年金課
	電 話	直通 944-5018 内線(72)122
担 当 者	職名・氏名	課 長 八田
	職名・氏名	課長補佐 渡邊

広 報 連 絡

1 件 名 マイナンバーカードの誤交付について

2 経 緯

令和4年5月2日（月）11時ごろ、東区役所市民保険年金課にマイナンバーカードを受け取りに来庁したA氏（80代男性）に対し、他人であるB氏（80代男性）のカードを誤って交付していました。

翌月6月12日（日）のマイナンバーカード休日交付日にA氏が、「自分のカードでないことに気付いた」と来庁され、誤交付が判明しました。誤って交付したB氏のカードを回収し、A氏本人のカードを交付しました。

3 発生原因

マイナンバーカードを保管場所から抜き出した際、住所・氏名等を十分に確認していなかったことと、実際に交付する際にも本人確認が不十分であったことによるものです。

4 当事者への対応

A氏には6月12日来庁時に謝罪し、了承を得たうえで、本人のカードを交付しました。

B氏には6月13日電話で、ご家族を通じて謝罪しました。

5 再発防止策

- ・マイナンバーカードの交付の際に、本人とカードの写真が同一であることを慎重に照合するとともに、本人から氏名を名乗ってもらう等、本人確認を徹底します。
- ・マイナンバーカード交付業務を行う他の区役所等で同様の事態が発生しないよう、経緯等を共有し、再発防止に努めます。